

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会
第 217 回定例会・会議録

日 時 令和 3 (2021) 年 7 月 7 日 (水) 18 : 30 ~ 20 : 30
場 所 柏崎原子力広報センター 2F 研修室
出席委員 相澤、小田、小名、小野、神林、坂本、三宮、品田、須田、
高木、高橋、竹内、本間、三井田、三井田、宮崎
以上 16 名
(敬称略、五十音順)

その他出席者 原子力規制委員会原子力規制庁柏崎刈羽原子力規制事務所
渡邊所長 佐藤副所長 田中原子力防災専門官
資源エネルギー庁 柏崎刈羽地域担当官事務所 関所長
新潟県原子力安全対策課 石川副参事 松本主査
柏崎市 防災・原子力課 武本課長 金子課長代理
宮嶋主査
刈羽村 総務課 鈴木課長 高橋課長補佐 柳主事
東京電力ホールディングス (株) 石井発電所長 櫻井副所長
篠田原子力安全センター所長
栗田新潟本部副代表
佐藤リスクコミュニケーター
西山第二保全部長
曾良岡土木・建築担当
永田地域共生総括 G

柏崎原子力広報センター 竹内業務執行理事
近藤事務局長
石黒主査 松岡主事

◎事務局

それでは定刻になりましたので、ただ今から柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会、第 217 回定例会を開催します。

本日はすべての委員の皆様からご出席をいただいております。会議の終了時間は、8 時 30 分と致します。

それでは、配付資料の確認をお願いします。

事務局からは、「会議次第」、「座席表」、「竹内委員からの質問・意見書」、以上でございます。

尚、本日、委員全員がご出席をいただいております、座席は皆さんが今お座りいただいている席で設えさせていただきたいと思っております。

ただ、会場のレイアウトの変更やその他、特別な事情がある場合を除きまして、この座席で今後、席を決めさせていただきますのでよろしくお願い致します。

次に、オブザーバーからの資料ですが、原子力規制庁から 3 部、資源エネルギー庁から 3 部、新潟県から 4 部、柏崎市からは資料が 3 部と、委員のみに広域避難計画及びガイドブック、それぞれ 1 部ずつが配付されております。広域避難計画とガイドブックは委員のみでございます。次に、刈羽村から資料が 3 部、それから委員のみでございますが、地域防災計画とガイドブックが委員のみに配付されております。最後に東京電力ホールディングスから 5 部、以上でございますが、不足がございましたらお知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、三宮会長に進行をお願い致します。

◎三宮議長

それでは、皆さんお疲れ様です。それでは、議事に入りたいと思っております。

まず前回定例会以降の動き、質疑応答に入ります。前回、運営委員会の時にオブザーバーの方々をお願いしたのですが、時間の関係等もございまして、説明はポイントのみ短時間でお話させていただいた通りでございますので、ご了承をいただきながら説明していただければと思います。

それでは、東京電力ホールディングスさん、規制庁さん、エネ庁さん、新潟県さん、柏崎市さん、刈羽村さんの順番でお願い致します。

◎櫻井副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

東京電力の櫻井でございます。私から前回定例会以降の動きについてご説明させていただきます。

お手元の第 217 回地域の会定例会資料、前回定例会以降の動きと記載してございます、こちらの資料をお開きいただきたいと思います。

初めに不適合関係でございます。6 月 24 日、発電所正門屋外における体調不良者、脱水症の発生について。公表区分Ⅲ、資料は 2 ページになろうかと思っておりますけれども、こちらの中身は、後ほどご覧いただけたらと思っております。

続きまして発電所に係る情報でございます。6月10日、柏崎刈羽原子力発電所における一連の事案に係る取組みの進捗状況について、資料3ページからとなります。

柏崎刈羽原子力発電所におけます、安全対策工事の一部未完了、核物質防護設備の機能の一部喪失、ID不正使用など、地域の皆様にご不安、ご不信をいだかれるような事案を発生させていることにつきまして、改めて深くお詫び申し上げます。

恐れ入りますが、5ページの下段を開いていただきたいと思います。

前回公表させていただきました以降の総点検の状況でございますけれども、貫通部の火災防護処理以外の安全対策工事のところでは、現時点で追加の漏れは、確認はされてございません。一方で、貫通部の火災防護処理については、部屋や床、壁といった単位での火災防護区画を提示し、発注先が工事対象を特定するという、他の工事とは異なる発注方法でありますことから、総点検を進める中でレーザースキャンによる3D画像の活用など、より詳細な貫通部の現場調査が必要と判断してございます。こちらを踏まえまして、約8000カ所の貫通部を現場調査しました結果、貫通部の火災防護処理において、3月に公表しました4例目と同様の漏れとして追加で72の貫通部の確認をしてございます。

8ページ上段をご覧くださいと思います。この既に公表済みの4つの貫通部を含めました合計76の貫通部につきましては、建屋間の隙間など普段立ち入らない場所ですとか、立体的に複雑な場所、ないしは6・7号機の共用部分で、複数のメーカーが施工した場所で発生していることを確認してございます。

戻って6ページの下段をご覧くださいと思います。貫通部の火災防護処理では直接目視可能な場所の点検が一巡しましたことから、今後直接目視で確認することが困難な貫通部の調査を進めて参りたいと考えてございます。この点検につきましては、準備や調査に時間を要しますことから、本年秋ごろまで継続する予定でございます。

未完了案件の直接的な問題と対応につきましては、7ページの上段部に記載してございますのでご確認いただきたいと思います。その上で、さらに業務のやり方を根本的に見直すため、原因の深掘りと対策を立案し、体制を強化していただきました、原子力改革監視委員会に確認をいただきたいと思いますと考えてございます。

資料11ページを開いていただきたいと思います。こちらは同じ日に発表しました、発電所の核物質防護に係る取組み状況について、となります。

当社はID不正使用と核物質防護設備の機能の一部喪失を受けまして、原子力規制委員会より報告を求められており、現在そのための調査を進めております。

調査結果は、まずは原子力規制委員会に報告し、評価されるものでございますけれども、その報告につきましては第三者であります、核物質防護に関する独立検証委員会のご指摘、ご提言を踏まえたものとなります。

資料の12ページの下段を開いていただきたいと思います。核物質防護設備の機能喪失時の法令要求を踏まえますと、速やかに機能を維持するための修理または取替え

を行い、その間、代替設備による監視強化を行うというのがあるべき姿となります。しかしながら、今回の事案では、機能喪失した設備の復旧に長時間を要し、また侵入検知設備の機能を維持するための代替措置が不十分であったという、この2つの問題点がございました。これを踏まえまして、調査、原因分析を進めているところですが、現在の取組みの状況や今後の取り組みにつきましては、14 ページに記載してございますので、後ほどご確認いただければと思います。15 ページに進んでいただきたいと思います。こうした調査や原因分析、対策立案に際しましては、過去に実施してきました再発防止対策の有効性評価も含めまして、先ほどの核物質防護に関する独立検証委員会からご指摘、ご提言をいただきながら進めて参りたいと考えてございます。

次に6月24日、固体廃棄物処理建屋、非管理区域における水の漏えいについて、公表区分Ⅲの原因と対策について。資料17ページとなります。

本件は、前回の地域の会でご説明をいたしました事象の原因と対策ということになります。5月17日午前8時40分頃、パトロール中の協力企業作業員が固体廃棄物処理建屋1階、入退域エリアの床面が濡れていることを確認し、その後2階の給気空調機室を調査したところ、床面に約200lの水が溜まっていることを確認しております。この漏えいは、排水設備の一時的な不具合によるもので、空調の冷却器から発生した凝縮水が排水設備から漏えいしたものととなります。

下段の原因になりますけれども、資料の図をご覧くださいと思いますが、排水設備の内部に設置しております板状のフロートが、錆や不純物の影響で正常に動作せず、排水設備本体に溜まった水が排水設備の上部から床へ漏えいしたものと推定しております。対策としまして、このフロートが動作しなくても排水できるように別の排水配管を追設するなど講じてございます。

次に柏崎平野南東部における地表踏査とボーリング調査の結果について。資料18ページとなります。本件は先月お話ししました、日本地球惑星科学連合2021年大会で発表した内容の概要になります。

柏崎平野の中位段丘、約12万年前から13万年前のものであったり、高位段丘、約20万年前以前のもの地層調査をしまして、柏崎平野周辺の地形、地質の成り立ちをより深く理解することを目的に、2019年11月から2020年3月までの間、市内の軽井川地区周辺で地質の調査、それからボーリングの調査を行ってございます。

調査結果でございますけれども、約12万から13万年前の中位段丘の、その地下に、約20万年前よりも古い高位段丘の地層、古安田層が堆積する様子が確認できましたが、これにつきましては、これまでの調査で得て参りました発電所近傍の様子と同等であることを確認してございます。詳細については資料をご覧くださいと思います。

次に、7月6日付け、朝日新聞朝刊27面、「柏崎刈羽また工事不備か。配管ずさんな溶接。匿名の申告について」、資料22ページとなります。こちらに間に合わずに、

本日同紙のものを別の資料 1 枚もので掲出していますので両方と合わせてご覧いただけたらと思っております。

過日の報道で、申告による溶接の不備に関する記事が出されております。

記事では、関係者によると、本年 3 月以降、6・7 号機の消火配管でずさんな溶接を行っているなどの匿名の申告が複数あり、東電が確認したところ、6 号機の消火配管で劣化を防ぐ処置が施されていない不適切な溶接箇所が見つかったという主旨のものでございますが、これに対する当社のコメントをお手元でご覧いただいております。6 日のもの、それから本日というかたちで HP にアップした内容をご覧いただいているものになります。

柏崎刈羽原子力発電所におきまして、この消火配管の工事に関する申告があったことは事実でございます。申告の案件につきましては、消費者庁に公益通報者保護法ですとか、同じくそのガイドラインの主旨に鑑みまして、その調査の過程で申告者に不利益が及ばないように配慮が必要と考えてございます。このため、申告内容や調査状況の詳細を明らかにすることは、現時点では差し控えをさせていただきたいと思っておりますが、発電所の安全確保に万全を期すために申告内容に基づきます調査、事実関係をすすめ、結果に応じて厳正な対応を行って参ります。

この申告案件という事案の性質に鑑みまして公表を控えていたもので、今後適切なタイミングで公表して参りたいと考えてございます。現時点で当社よりお話できることはここまでということでご理解いただけたらと思っております。

続きまして、別紙になりますけれども、1 枚もので右上に 2021 年 7 月 7 日というところで、表題部は「柏崎刈羽原子力発電所における新型コロナウイルス感染症患者の概要について」概要をご覧いただきたいと思っております。

こちらでございますが、本社からの発電所への出張で、6 月 28 日～7 月 2 日までの間、発電所に勤務をしておりました本社の社員でございますけれども、7 月 2 日までの勤務後、帰郷した後に体調不良を訴え検査しました結果、陽性が判明したものでございます。保健所さんからの濃厚接触者の指定はございませんけれども、当該出張社員が執務しておりました発電所の執務スペースを消毒すると共に、その社員が発電所に出張しておった期間中、同じ執務室におりました社員 10 名を、本日から自宅の待機というかたちをさせております。併せまして、この 10 名に対しましては、本日、抗原検査キットによります社内的な、社内の自主検査を行ってございまして、全員の陰性を確認してございます。地域の皆様にはご心配をお掛けし、誠に申し訳ございません。

その他の資料につきましては配付のみとさせていただきたいと思っておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

私からの説明は以上です。

◎三宮議長

ありがとうございました。続きまして、規制庁さんお願いします。

◎渡邊柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

柏崎刈羽原子力規制事務所の渡邊です。

それでは、お手元にお配りした資料に基づきご説明したいと思いますが、私からは、本日3種類資料をお配りしております。1つは「前回定例会以降の原子力規制庁の動き」、これは後ほど説明させていただきます。あと2つは、前回定例会の時に須田委員からご質問をいただいたオフサイトセンターの関係、質問2つございました、それに対する文書での回答と、それを補足するパワーポイントの資料、オフサイトセンターの概要となります。こちらについては、説明は割愛させていただきます。

それでは原子力規制庁の動きという資料について説明致します。

まず委員会関係ですが、主なものとして6月9日、議題3というものがございませぬけれども、こちらは核物質防護、いわゆるセキュリティに関する記録文書の保存期間の見直しを行ってございます。こちらについては、2015年8月に発生した親子でのIDカード使用に関して、東京電力からの通報に係る記録が規制庁には残っておらず、廃棄した可能性があるというような件もありまして、そういったことの反省を踏まえ、今回見直したというものです。

これまで原子力規制検査に関する記録は5年と、事業等からの通報、面談等の記録については3年と一律していましたが、それぞれ10年に変更してございます。本件については6月9日付けで規制庁内の手続きも終えて運用を開始してございます。

あと6月16日、30日はそれぞれ臨時会議で4月から実施しております追加検査の実施状況について規制庁から規制委員会に報告をしております。中身の詳細についてはお伝え出来ないのですが、東京電力の経営層及び管理部門に対して行ったインタビュー等の内容について報告してございます。

6・7号炉の審査状況については記載のとおりで詳細については省略いたします。

規制法令及び通達に係る文書については、今回は特に報告事項はございません。

被規制者との面談の関係でございませぬが、多くは6・7号機の特重関係の面談を行っておりますが、そちらについては説明を省略致します。

あと、6月14日というものが一番下のところに書いてございませぬが、こちらについては、東京電力との面談をこの日に行い、昨年度の第4四半期の原子力規制検査で継続案件とした2件について、その対応スケジュールをこちらで確認してございます。2件というのは、1件は火災報知機の設置場所に不備があったという話と、もう1件は、溶接部の機械試験を実施していなかったという、この2件でございませぬが、東京電力から総点検処置の完了に9月頃までは時間がかかると聞いており、今後も検査を継続して確認していく予定にしてございます。

その他の公開会合について記載がございませぬのは、以前からご紹介させていただいております、東京電力福島第一原子力発電所の事故から10年にあたって、という企

画で、五月雨式ではございますが、動画を発信してございまして、またいくつか載せてございますので、規制庁のホームページからアクセスいただいて、確認いただければと思います。

あと、放射線モニタリング関係でございますが、こちらについてもいつも通り、全国のモニタリングの測定値について、逐次、規制庁のホームページで公開してございます。今回特異な数値等はございませんでした。

規制庁からの報告は以上となります。

◎三宮議長

ありがとうございました。続きまして、エネ庁さんお願いします。

◎関柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所の関でございます。

資料に基づいてご説明させていただきます。

まず、エネルギー政策全般でございますけれども、今年度6月4日に令和2年度エネルギーに関する年次報告、（エネルギー白書）が閣議決定されました。

エネルギーに関する年次報告というものはエネルギー政策基本法第11条に基づき、政府がエネルギーの需給に関して講じて施策の概況について国会に提出する報告書です。

例年、エネルギー白書ではエネルギー動向、前年度においてエネルギーの需給に関して講じた施策の状況について記載しています。これらに加え、本年は以下について紹介しています。以上のカッコ部分につきましては、別途、本日配付させていただきました「エネルギー白書2021について」に概要をご説明してございます。説明につきましては省かせていただきますが、何かご質問等ございましたら遠慮なくお願いいたします。

続きまして2枚目でございますけれども、ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議ワーキンググループを開催してございます。

6月7日に第2回、6月25日に第3回、6月29日に第4回が開かれてございます。この状況でございますけれども、今、各県、第2回は宮城県の関係者の皆様、第3回は茨城県の関係者の皆様、第4回は福島県の関係者の皆様からご意見をお伺い、意見を聴取しているところでございます。

続きまして、3ページ目に飛びまして、中段の丸ですけれども、第1回福井県・原子力発電所の立地地域の将来像に関する共創会議というものが開かれてございます。福井県の原子力発電立地地域においては、我が国初の40年超となる原子力発電所の運転が進みつつございますけれども、一方では運転終了後の将来の姿も見据えながら、持続的な地域の発展を実現していくことが求められています。このため立地地域の方々と国・電力事業者が目指すべき地域の将来像を共有すると共に、その実現に向けて原子力に関する研究開発等の取り組みや産業の複線化、新産業の創出など、国・電力

事業者による取組みを充実・深化させていく必要があります。

こうした内容に関する議論を進める場として、福井県及び福井県内の原子力発電所立地自治体にご参加いただき、並びに電力事業者の参画を得て、福井県原子力発電所の立地地域の将来像に関する共創会議を創設しております。立地地域の各自治体の地域総合戦略等の内容等を踏まえつつ、20～30年後を見据えた立地地域の産業や暮らし等の将来像、及びその実現に向けた国・事業者の対応の在り方を「将来像に関する基本方針」として取りまとめる予定となっております。

続きまして、また資料ですが、4 ページ目 1 番下のところでございますけれども、第1回使用済燃料対策推進協議会の幹事会が開かれてございます。5月に梶山経済産業大臣が原子力事業者の社長らと核燃料サイクルに関わる課題について話し合う、使用済燃料対策推進協議会が行われました。この協議会においては、実務的事項を取り扱うための枠組みとして、幹事会が設置してございまして、今後その使用済燃料対策推進計画をより実効性あるものとするため、計画の進捗を管理し、官民の具体的な取り組みが円滑に進むよう、実務的な調整を行う場として幹事会が開催されてございます。

以下の資料につきましては資料等をご覧いただければと思います。

簡単ではございますが、関係部分の説明は以上でございます。

◎三宮議長

ありがとうございました。続きまして新潟県さんお願いします。

◎松本主査（新潟県防災局原子力安全対策課）

新潟県原子力安全対策課の松本と申します。よろしくお願ひ致します。私からは、右肩に新潟県と書いてあります「地域の会前回定例会以降の動き」、こちらの資料をご説明させていただきます。

1 番目と致しまして、新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会でございます。6月3日、令和3年度第1回技術委員会を開催致しまして、柏崎刈羽原子力発電所の安全対策について、重大事故への対処手順などについて議論していただきました。また事務局から、発電所の安全対策の確認に関するこれまでの実施状況と今後の進め方等について説明致しました。

会議資料につきましては、ホームページアドレスにアクセスしていただければご覧いただくことができますのでご確認ください。

2 番目と致しまして、安全協定に基づく状況確認でございます。6月10日、柏崎市さん、刈羽村さんと共に、発電所の月例の状況確認を実施致しました。主な確認内容と致しまして、低レベル放射性廃棄物ドラム缶の構内運搬に係る不適合の再発防止対策について説明を受け、現地で実施状況を確認致しました。また、固体廃棄物処理建屋における水の漏えいについて説明を受けまして現地を確認致しました。

もう1枚、右肩に新潟県と書いてある資料がございますけれども、これは前回定例会で委員からいただいた質問への回答になっております。こちらについては特に説明

致しませんがご確認いただければと思います。

私からは以上でございます。

◎三宮議長

ありがとうございました。続きまして柏崎市さん、お願いします。

◎金子課長代理（柏崎市防災・原子力課）

柏崎市防災原子力課の金子と申します。柏崎市危機管理部防災・原子力課と書いてある資料に基づきまして説明させていただきます。

1、第163回新潟県原子力発電所周辺環境放射線測定技術連絡会議が6月8日に開催され、テレビ会議で参加をしております。審議された内容は4点で、令和2年度の調査結果について。その調査結果の評価案について。調査結果の評価案に対する意見公募について。第75回新潟県原子力発電所周辺環境監視評価会議に向けたスケジュールについて、が審議されております。

2、令和3年度第1回新潟県原子力発電所温排水等漁業調査技術連絡会議が6月8日開催され、テレビ会議で参加しております。審議内容は、令和2年度の調査結果について。同じく、令和2年度の調査結果の評価案について。今後のスケジュールについて、です。

3、安全協定に基づく月例状況確認を6月10日に、新潟県さん、刈羽村さんと共同で実施をしております。内容につきましては、今ほど新潟県さんから説明がございましたので割愛させていただきます。

説明については以上でございます。

◎三宮議長

ありがとうございます。それでは最後に、刈羽村さんお願いします。

◎柳主事（刈羽村・総務課）

刈羽村の柳でございます。

前回定例以降の動きでございますが、まず6月3日に技術委員会を傍聴し、6月8日に放射線測定技術連絡会議と温排水等漁業調査技術連絡会議に出席致しました。また、6月10日に新潟県さん、柏崎市さんと共に、安全協定に基づき月例状況確認を実施しております。

また、資料2ですが、前回定例会の質問に対する回答を1部ご用意させていただいております。尚、説明は割愛させていただきます。以上となります。

◎三宮議長

ありがとうございました。それでは質疑応答に入りたいと思います。発言される方は挙手の上、指名されたら名前を名乗ってからご発言ください。それではどうぞ。

宮崎委員、お願いします。

◎宮崎委員

東京電力にお願いします。先ほどの説明の中に刈羽平野の地層の調査をしてきたと、

一応報告ありましたけども、この、刈羽の地層調査については、私もどういう結果が出るのか期待していたのですが、資料にある通り、20 万年前の地層には火山灰が出てこなかったというふうに書かれています、実はこの内容というのは、2017 年 6 月、アトムという東京電力が出したパンフレットの中に、柏崎平野で見つかった火山灰、藤橋 40、っていうんですかね。これが電力会社の敷地の中にある刈羽テフラというのと同じものだったと。だから刈羽テフラが 20 万年前のものだということであれば、藤橋の 20 万年前だと。このパンフレットにはですね、どうしてその 20 万年前の火山灰が藤橋で見つかったのか、説明されている。これ市民にみんな配られているわけですから、市民は藤橋 40 という火山灰は 20 万年前のものだということを知らされているわけ。それを真っ向、否定されたわけですから、こういう 2017 年の内容は間違っていましたと報告はあるのだと思うのですが、されるんですよ、それを確認したくて質問します。

◎三宮議長

それでは東電さん、お答えできればどうぞ。

◎曾良岡土木・建築担当（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

東京電力の曾良岡でございます。宮崎委員ご質問どうもありがとうございます。今回の調査結果ですけれども、資料 20 ページ目のスライド 4 をご覧いただきたいのですけれども、いくつかの場所でボーリングを行い、そこにはその 20 万年前の地形面。あるいは 12～13 万年前の地形面を含むところでボーリングを行いまして、4 ページ目という深緑色の地層のところ、これを我々 20 万年前の地層だと思っております。古安田層というものです。この深緑色の地層の中からは図面という左側の kg-5 というところに、約 24 万年前の火山灰が見つかったと書いているのですけれども、阿多鳥浜というテフラでございまして、実際にこの 24 万年前の火山灰を確認していることから、この地層が 20 万年前、前後の高位段丘面を構成する地層だということについては確認しております。ただ、宮崎委員がおっしゃるとおり、当社でいう刈羽テフラ。研究会の皆さんでいうところの藤橋 40 のテフラですが、今回のボーリングのシリーズからは、その火山灰自体、見つかりはしなかったのですけれども、これはそれほど不思議な話ではありません。一度、火山灰が降って、そこに堆積したとしてもその後、地形が浸食、削剥されて残らないことは地質学の中でよくあることですので、そういう状況じゃないかなと考えてございます。

説明は以上でございます。

◎三宮議長

よろしいですか。宮崎委員、どうぞ。

◎宮崎委員

今日配られたこの資料の図、今その Kg-4 と書いたところの、いわゆる安田層下部というところに点々点となって、ここに赤い矢印が来ています。そこには火山灰、

約 12～13 万年前と書いてある。12～13 万年前の火山灰は出たわけですよ、この安田層下部から。これが藤橋 40 じゃないのですか。これはどういう火山灰ですか。

◎三宮議長

東電さん、どうぞ。

◎曾良岡土木・建築担当（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

東京電力曾良岡でございます。薄緑色で書いているのは、安田層になるのですが、こちらは 12～13 万年前に堆積した地層だと考えています。この中で赤い点線で書いているものが火山灰、こちらは刈羽テフラ、あるいは藤橋 40 のテフラではなくて、飯縄上樽 c テフラ（いづなみたるしーてふら）という別の火山灰であることを顕微鏡の観察、あるいは化学分析の結果確認してございますので。今ご指摘いただいたような藤橋 40 の火山灰でないことについて確認してございます。以上です。

◎三宮議長

ありがとうございました。よろしいですか。それでは他にある方。

高橋副会長、お願いします。

◎高橋委員

東京電力さんに質問になるかどうかわかりませんが、先ほど新しい工事の不備のお話がありましたが、私、新潟日報しか見てないのでちょっとわからないのですが、真新しいニュースなので、まだこれからなのかなと思うのですが。

新潟日報では公表しなかった理由については、申告者のプライバシー保護の観点などからというふうになっていますが、匿名なのに申告者のプライバシーって、このへんがちょっとわからないので、今日偶々この機会に聞いてみようかなと思っていたのですが、これは先ほどの説明ではわかりにくかったのですが、どういうことなのでしょう。

◎三宮議長

東電さん、お願いします。

◎西山第二保全部長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

東京電力の西山でございます。高橋委員ご質問ありがとうございます。

先ほど櫻井からご説明差し上げましたけれども、やはり申告案件ということでございまして、公益通報者の保護法やそのガイドライン、その趣旨に鑑み、その調査の関係で申告者に不利益が及ばないようにということで配慮しているということでございます。そういうことで調査結果については当社としても、厳正に対応を考慮していきたいと考えておりまして、公表を控えていたということでございます。今後、調査結果を踏まえて適切なタイミングで公表をしていきたいと考えてございます。以上でございます。

◎高橋委員

調査結果を踏まえてというのは分かるんですが、匿名っていうのは名前が分からな

いわけですよね。誰なのか特定できないんだから、プライバシーどうのこうのというのではないと思うんです。プライバシー保護のために、っていう、その匿名とプライバシーの関係が匿名だと東京電力さんの誰かは、普通だったら誰かは分からないはずだから、プライバシー保護とか侵害とかっていう、そこまではいかないのかなという、単純な疑問なんですけども。

◎三宮議長

それでは東電さん、はっきり言っていただければいいと思うので。

◎石井発電所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

東京電力でございます。先ほどから申し上げますように、公益通報者の保護法、同ガイドラインの中では、調査の過程の中で申告者に不利益が及ばないような配慮ということでございまして、我々の会社がその部分でございます。以上です。

◎三宮議長

それでは他に。本間委員、お願いします。

◎本間委員

柏崎市さんと刈羽村さんと同じ回答だから、柏崎市さんに伺いたいのですけども、前回の会議で宮崎委員からの質問で、実効性のある避難について、複合災害の時、天候の回復を待って避難するということになっているかという質問ですけど、これはつまり、天候の回復を待っていて、周辺の線量が高くなった時に天候が回復したら避難しろという意味なのか、あるいは線量によってはさらに屋内退避を続けよというふうに考えているのか、そのへんの質問だと思うのですけども、回答の内容にそれについての具体的なことは何も書かれてないのですが。

天候の回復を待っていて晴れたら線量があがっていると、その時はどういうふうにするのが計画なのでしょうか。

◎三宮議長

今日配られた回答書に対する質問ということですかね。では柏崎市さん、お答えできればお願いします。

◎金子課長代理（柏崎市防災・原子力課）

柏崎市です。ご質問いただいた天候の回復というところでございますが、天候の回復もありますが、その間に避難ができるような、例えば豪雪であれば、除雪等を行うとか、避難体制をその間に整えるという時間でもあります。放射線量も確認をしながら、やはり柏崎市だけでは判断できるものではありませんので、専門家である国等連携を取りながら適切に対応するという回答でございます。

◎本間委員

その具体的な。

◎三宮議長

よろしいでしょうか。

◎本間委員

もう少し具体的に、それは誰でもわかる一般的なことで、柏崎市の防災計画なので、線量が上がって除雪が間に合わない。それで除雪がやっと終わって、まあ荒れているけど逃げられると。しかし線量はかなり上がっていると。それがどれくらいの線量ならどうするとか、いう具体的な内容はないのでしょうか。

◎金子課長代理（柏崎市防災・原子力課）

柏崎市でございます。計画においては、そこまで具体的には記載をしておりませんので回答については控えさせて、控えと言いますか、お答えできませんので申し訳ございません。

◎本間委員

いつか市民に示せるように今後検討していただきたいと思います。具体的に、具体的にね。以上です。

◎三宮議長

それではその避難計画等の件に関しては、また後からも話が出ますので、そこでまた質問していただければと思います。他に前回定例会以降で。三井田潤委員、お願いします。

◎三井田潤委員

東京電力さんに質問ですけど、配管の件でお願いですが、その配管の口径がちょっと僕わからないんですけど、小口径配管だと 3B まではソケット溶接ができると、あとはそれ以上になると突合せ溶接継手になっちゃうんですね。そうすると、溶接するとすれば、その開先検査記録とか溶接検査記録とかあるんですけど、そういうのもちゃんと。QC っていう担当の方と QA とか、いらっしゃいますよね。だから、それがなんでそういうふうな機能が果たしていなかったかちょっと。調査中で東電さんもわかんないとおもうんですけど、調べる時には、なんでその QC とか QA がいるのに、わかんなかった。設備士がいて、設計図面とその現場のほうでやった時に、なんでそれが。ちょっと、こんな結果になっちゃったのかというのが分からないので。要は調査中ですので、東京電力さんのほうには、どうしてそうだったか、だけ。きちんと皆にわかるようにしてください。

それで今、工程がちょっと難しく、工事がちょっと未完了だとかって騒いでいるけども、やっぱり工程的にちょっと無理やり突貫でやっているみたいな傾向があるのではないかと。それだって、ある程度工期をちゃんと、きちんと持ってですね、安全にしてもらえれば、私共、地元住民は安全なのでよろしくお願い致します。

以上でございます。

◎三宮議長

お願いということで東電さん、また、その件に関してありましたら次回以降ということでお願いします。他にある方いらっしゃいますか。

竹内委員、お願いします。

◎竹内委員

竹内です。よろしくお願いします。2点お願いします。

1点目、刈羽村になんですけれども、毎回資料無しで、今までは柏崎とほぼ同じ内容だったんですが、今回ちょっと違う内容だったのに資料が無かったので、どこ見ていいのかわからなかったの。多分お手元に資料は用意されていると思うので、私たちにも概要というか、要点だけでいいので資料を出していただきたいなと思います。それが1点目です。

2点目ですが、東京電力に対してです。私が質問させていただいたものに回答いただいていたありがとうございました。その中で、今までずっと毎回説明していただいた工事の進捗状況の、どの部分が未完了だったのか、どの部分に問題があってどうなって青くなっていたのが、どのくらい黄色に戻るのかというあたりが自分の中でイメージがつかなくて。できればそれを用いて、この部分が未完了に戻ったとか、そういう示し方を1回していただけると、すごくなんていうか、ずっと見慣れてきた資料だったので良いかなと思いますのでよろしくお願いします。

さっき三井田委員が言ったことと同じですけども、かなり今回、再稼働に向けて急いで急ぐ中で、いろいろ連絡ミスが生じたり、未完了だったことが後で発覚したりということが大きいのかなっていう気がしますので。なんていうか、おしりを切ってそこに間に合わせるように関係企業のおしりを叩くというよりは、しっかりできるような予定を立てて工事を進めていっていただきたいなと思います。これ両方お願いします。

◎三宮議長

はい。それでは意見ということですのでよろしいですね。他にいらっしゃいますでしょうか。三井田副会長、お願いします。

◎三井田委員

柏崎エネルギーフォーラムの三井田です。私共で、先回の定例会の時に質問させていただいたコロナの件、各自治体さんからご回答いただきましてありがとうございました。私の判断もそうですし、東電さんも別にずれた判断をしているわけじゃないんだなということが確認できたのでよかったです。

質問ですけども、実はエネ庁さんにですが、先ほど敢えてトピックスで他県の共創会議のお話いただいたわけなんですけれども、要はそういった当地も含めて、立地自治体と事業者とか、それから規制者というか、その推進している国で、そういったいろんな先々の事も含めた会議を今後展開していこうということで、敢えてトピックスとして挙げられたという理解でいいんでしょうか、というのが質問です。

◎三宮議長

エネ庁さんお願いします。

◎関柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

エネ庁でございます。全国にまだ展開していくかどうかというのは、中でもまだ議論中ですし、あと、当然、地域の皆様のご要望を踏まえてということもあるかと思えますので、議論させていただきながらというかたちになります。ただ、福井県の動きがございましたので、せっかくこういう場がございますので、ご紹介させていただいたという次第でございます。

◎三宮議長

よろしいでしょうか。それでは無いようであれば、ここで1回休憩に入りたいと思います。それでは休憩に入りまして19時半に再開ということで、換気を行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

－ 休憩 －

◎三宮議長

それでは、皆様お揃いになったようなので、会議を始めさせていただきます。

それでは、2の議題に入ります。避難マニュアル、避難計画の変更点について、今月の議題になっております。

初めに、オブザーバーの新潟県さん、柏崎市さん、刈羽村さんから変更点についてご説明をいただいたあとに質疑応答に入ろうと思います。

この議題に関しましては、たぶん質問等がたくさん出るということが予想されますので、今日も余った時間で質疑応答致しますが、8月の定例会もこの議題について議論をしたいと思えますので、後ほど事務局から説明がありますけれども、質問を後日書面で受付けて、それをオブザーバーの方にお渡しし、次回定例会でまたご説明いただく、ということも考えておりますので、そのへんを踏まえて意見を出していただければと思います。

それでは、最初に新潟県さんからお願いいたします。

◎石川副参事（新潟県原子力安全対策課）

新潟県原子力安全対策課の石川でございます。よろしくお願いいたします。

お手元上の資料2つ、新潟県原子力災害広域避難計画として、ホチキス止めしましたもの、もう1点、県広域避難計画の位置付け、の2点によりましてご説明申し上げます。

まず、新潟県広域避難計画でございますが、平成31年3月に策定しまして、令和2年3月に改定いたしました。この令和2年3月の改定につきましては、計画に付随致します個別マニュアルの追加等の小幅の改定であったこと、また地域の会の委員におかれましては、今年度新たに就任された方がおられますことから、今回は修正点の

説明ではなく、せつかくの機会でございますので、計画の概要につきまして簡単ですがご説明させていただきます。

まず、県広域避難計画の位置付けをご覧ください。こちらにつきましては、上段から国の災害対策基本法等、中段に県の地域防災計画、一番下に県の広域避難計画について記載してございます。

県の広域避難計画でございますが、自然災害、原子力災害など災害全般への基本的事項を定めております災害対策基本法、国の防災基本計画と、JCO 臨界事故を契機に制定されました原子力災害対策特別措置法、原子力災害対策指針、こちらは福島事故後に制定されたものですが、これらを踏まえまして、県では地域防災計画を定めまして、原子力災害の発生や拡大等を防止するための措置について定めてございます。

また、広域自治体と致しまして、新潟県原子力災害広域避難計画を定めておりますが、こちらにつきましては避難、屋内退避に係る基本的な方針を示してございます。

こちらの資料の裏面をご覧ください。こちらも参考でございますが、昨年度、令和2年度に実施致しました原子力防災訓練について記載してございます。

私共は、県広域避難計画の実効性の向上につきましては、計画本体あるいは付属しますマニュアルの文言の修正だけではなく、住民参加による大規模な総合訓練、様々な場面を想定いたしました個別訓練、これらを実施することで対応力を上げ、避難計画の実効性を上げていく。また、新潟県バス協会と協力協定を締結し、避難時のバス、運転手の方々の確保を進めるなど、こういった対策の進展も計画の実効性向上の一部と考えてございます。

それでは、縦長の広域避難計画についてご説明させていただきます。

2枚めくっていただきました、右側が目次と書いてありまして、その左側に、県原子力災害広域避難計画の構成と書いてある資料でございます。県の広域避難計画には、具体的な対応を示すマニュアル等一覧というものがございます。こちらにつきましては、医療機関、社会福祉施設、学校等における対応、或いはスクリーニング、安定ヨウ素剤、モニタリング等における対応、避難受け入れに関する対応、こういった具体的な対応につきまして、避難計画とは別にマニュアルを定めてございます。

こちらの個別マニュアルにつきましては、大冊に渡るため、本日配付は省略致しておりますが、県のホームページに掲載しておりまして、新潟県広域避難計画と検索いただければ、マニュアル等につきましてもご覧いただけるかたちになってございます。

また、これ以外にも、長岡市が事務局されておられます、市町村による原子力安全対策に関する研究会においても、市町村さんが主に事務を行われます、避難者の受け入れにつきまして、以下の3つのマニュアルを制定してございます。

続きまして、1-1 ページをご覧ください。

原子力災害対策の基本的事項について記載してございます。原子力災害対策への防護措置でございますが、1-1 ページに記載しております、ア～オまでの避難及び一

時移転、屋内退避等につきまして、それぞれ、事態の進展、あるいは PAZ、UPZ といった地区に分けて、段階的に措置を講じることとしております。時間の関係から、ア・イの屋内退避、一時移転の部分だけご説明させていただきます。

まず、ア、避難及び一時移転でございますけれども、避難と一時移転はいずれも放射性物質から離れることにより被ばくの低減を図るものでございます。2つの違いにつきましては原子力災害対策指針の中に記載されておまして、緊急に実施しなければならないものを避難。1週間など一定期間のうちに実施するものを一時移転と定義してございます。

次の、イ、屋内退避でございますが、建物内に退避することで被ばくの低減を図るものでございます。右手、1-2 のページにつきましては、原子力災害対策重点区域ということで、即時避難区域 PAZ、避難準備区域 UPZ について記載しているものでございます。

続いて 2-1 ページでございます。これ以降につきましては緊急時における情報の流れについて記載してございます。

まず、(1) 主な情報の流れでございますが、こちらにおきましては、発電所内の事象発生時の通報経路について記載してございます。東京電力から左の図の通報経路のとおり、国・市町村・県に通報がなされることになってございます。

2-3 ページをご覧ください。こちらにつきましては、原子力災害時に原子力事業者からの通報とそれに基づき出されます、避難指示等の伝達経路についてまとめたものでございます。原子力災害の場合、基本的には、国が設置いたします原子力災害対策本部の指示等によりまして、住民避難等が実施されていきます。この指示につきましては、国・県から市町村に伝達されまして、国や県・市町村はテレビ・ラジオ等のマスコミ報道や防災行政無線、広報車、インターネットなどを通じて避難指示を住民に伝達致します。

2-5 ページをご覧ください。国や県は確実に情報伝達を行うために原子力災害専用のネットワークを整備してございます。こちらはその概要を示した図となっております。国・県、PAZ・UPZ の 9 市町村におきましては、同時に接続してテレビ会議ができるようになってございます。これらの通信回線につきましては多重化しておりまして、地上系の通信手段が使えない場合におきましても衛星回線により代替できることとなっております。

続きまして、3-1 ページをご覧ください。3、避難等の防護措置を実施する際のスキームでございます。こちらにつきましては、基本的に原子力規制委員会によりまして原子力災害対策指針に基づいたものとなっております。

先ほど申し上げましたように、緊急事態の区分と発電所からの距離に応じて段階的に避難・屋内退避等の防護措置等を行う事を記載してございます。

時間の関係から 3-1 から 3-2、3、4、5 につきましては割愛させていただきます。

4、避難の実施体制でございます。これ以降につきましては、PAZ、UPZ、それぞれにつきまして、避難される9市町村の方々がどういった避難経路を利用されて、どちらの市町村に向かわれるかというものを記載したものでございます。

4-3 ページ以降に具体的な利用道路等記載してございます。こちらの主な利用道路につきましては、PAZ、UPZ、9市町村の避難計画に記載されております主な避難道路を踏まえまして記載しているものでございます。本日は時間の関係から、これらを集約した表でもって説明させていただきたいと思っております。

恐れ入りますが、避難計画の後ろから1、2、3枚めくっていただきまして、「別紙2」というものがございます。後ろから、1、2、3、4枚目になりまして、左側に「別紙2」、「広域避難マッチング調整状況」というものを記載してございます。

こちらでございますが、PAZ、UPZ、9市町村が縦に並んでございまして、右に進むごとに避難先に進んでいく形になってございます。

一番上の柏崎市の高浜・南部・二田地区でご説明致しますと、これらの地区の方々につきましては、受入市町村は、真ん中ですが村上市。避難経路所につきましては、パルパーク神林。その先、避難所につきましては8カ所を予定しているというものでございます。

原子力災害時の広域避難におきましては、一旦、避難経路所まで避難していただきまして、そこでの指示を受け、開設済の避難所へ振り分けや誘導を行うこととしてございます。

なお、後ほど説明致します、スクリーニングにつきましては、原発から30km近傍の地点に設けます、スクリーニングポイントにおきまして、放出後に避難するUPZ住民の方々を検査を受けていただく形となっております。

ページ戻っていただきまして、5-1 ページをご覧ください。要配慮者避難でございます。時間の関係から細かい説明については割愛させていただきますが、私共、県と致しましては、要配慮者避難のうち、PAZの避難につきましては、事前に社会福祉施設の入所者について、UPZ外の受入施設も事前にマッチングしております。

また、5-2 ページの右下にございますが、具体的な対応と致しまして、関係個別マニュアル等ということで記載してございますが、医療機関、社会福祉施設、これらの施設が避難計画を策定するための手引きを策定しておりまして、各施設から避難計画を策定いただいております。

めくっていただきまして、5-3 ページでございます。(3) 園児、児童、生徒の避難でございます。

学校等の児童、生徒については、放出前の帰宅、保護者への引き渡しを基本としております。保護者に引き渡せなかった方につきましては、教員の引率によりまして、避難先に避難し、先ほどお話いたしました避難経路所で家族の方に引き渡すというようなスキームになってございます。これにつきましても下に記載の関係マニュアル等、

整備しておるところでございます。

続きまして6-1をご覧ください。こちらにつきましては、スクリーニングについて記載しております。

放射性物質放出後のUPZ住民の方の避難の際、人や車両の汚染、放射性物質の付着状況を確認する検査を行う事をスクリーニングと呼んでございます。一定以上の汚染が検出された場合につきましては、現地で簡易除染を実施することと致しております。こちらにつきましても、右下のスクリーニング・簡易除染マニュアルを整備する等、具体についても定めてございます。

続きまして7-1をご覧ください。安定ヨウ素剤の配布について、でございます。

県は市町村、医療機関と連携いたしまして、重点区域の住民に対しまして、安定ヨウ素剤の事前配布及び緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制の整備を進めてございます。枠の中、②に記載してございますが、PAZの住民の方々につきましては、事前配布を進めております。また、③にございます通り、県内全域の必要数につきまして、8つの保健所に備蓄済みでございます。

8の原子力災害医療でございますが、こちら真ん中のフロー図にございますが、下から2番目の網掛け。原子力災害拠点病院と致しまして、新潟大学医歯学総合病院、県立がんセンターを指定すると共に、原子力災害医療協力機関につきましても19の医療機関を登録するなど、原子力災害時の医療体制の整備も進めているところでございます。

続きまして、9-1、緊急時モニタリング、でございます。

緊急時モニタリングにつきましては、環境中の放射線の状況に関する情報を収集し、国等の防護措置の判断材料や住民への放射線の影響の評価等について利用するものでございます。

資料右手につきましては、モニタリングポストの配備状況を示してございます。福島事故以前は、主に発電所周辺の十数局の配備状況でございましたが、現在は体制を強化致しまして、PAZ、UPZ内に155。30km圏外に24、合計179カ所設置してございます。全体を示した図につきましては、1枚めくっていただきまして、9-3の図になってございます。

最後でございますが、また1ページめくっていただきまして、10-1でございます。その他、ということで他にも作成しておりますマニュアルについて記載してございます。

1つは(1)、原子力災害初動対応マニュアルでございまして、県職員が災害時の初動対応を迅速かつ的確に講じられるよう、実施すべき活動内容を整理したものでございます。

もう1つは原子力災害広域避難受入調整マニュアルになってございまして、こちらも市町村をまたぐ広域避難時の受入調整の手順について整理したものでございます。

県と致しましては、これらマニュアルの改訂も含めまして今後も冬季除雪対応等、避難対策を進め実効性ある避難計画として参りたいと考えております。

説明につきましては以上でございます。

◎三宮議長

ありがとうございました。すいません、新潟県さん、変更点だけをまとめたような、わかるような資料というのはないのですか。

◎石川副参事（新潟県原子力安全対策課）

事前の事務局さんとの調整で、今回の柏崎市の修正を中心にお聞きするという事だったので、実際の内容をお示し致しましたが、もし変更点のみご利用ということであれば、改めてお示ししたいと思います。

◎三宮議長

わかりました。それでは柏崎市さん、お願いします。

◎金子課長代理（柏崎市防災・原子力課）

柏崎市です。資料は、第217回地域の会定例会資料と上部に記載されている資料に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、令和2年2020年9月に修正しました、柏崎市原子力災害広域避難計画の修正点、続いて本年2月に更新しました、防災ガイドブック、原子力災害編について、お配りした資料に沿って説明させていただきたいと思っております。

広域避難計画とは、というところになります、柏崎市は、原子力災害対策重点区域ということで広域避難計画の策定が定められております。

平成26(2014)年7月に初版を策定し、平成27(2015)年12月、平成30(2018)年12月に修正をしております。

平成31(2019)年3月に新潟県が、新潟県原子力災害広域避難計画について、今ほどご説明がありましたが、こちらを策定されたことを受けまして、令和2(2020)年9月に、名称を「柏崎市原子力災害広域避難計画」に改めて策定・修正したものでございます。

資料を1枚おめくり下さい。県さんからもご説明ありました、原子力災害に係る主な法令及び防災計画の全体像の資料でございますが、一番下に広域避難計画とありますが、これに基づいて策定をしているものであります。説明については省略させていただきます。

下段になります、広域避難計画の今回の修正ポイントです。今回の修正ポイントは6つあります。

1、新型コロナウイルス感染症対策。2、避難先の確保、避難経路等々の開設・運営。3、児童等の保護者への引き渡し。4、安定ヨウ素剤の緊急配布。5、スクリーニングの手順や実施場所。6、複合災害時の対応、です。

これから、それぞれのポイントについて説明をさせていただきます。資料、次のペ

ージになります。

1、新型コロナウイルス感染症対策。こちらについては、昨年、令和 2(2020)年 6 月に内閣府が新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方を示しました。計画策定段階でありましたので、内閣府が示した考え方を計画に盛り込んだものであります。主な例としまして、感染拡大、予防対策を十分考慮した上で避難や屋内退避等の各種防護措置を行うことであることや感染症とそれ以外の人との分離。人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いを含む手指衛生等の感染症対策を実施する、などを盛り込んでおります。

続きまして、2、避難先の確保、避難経由所等の開設・運営です。今ほど県からご説明がありましたけれども、広域避難にあたって、県や避難先市町村への避難者の受け入れに関する連絡手順などを具体的に記載すると共に、避難経由所や避難所の開設・運営における、避難先市町村との役割分担などについて新たに記載したものです。これは主に平成 31(2019)年 3 月に新潟県が原子力災害広域避難受け入れ調整マニュアルを策定したことや、市町村による原子力安全対策に関する研究会、いわゆる市町村研究会と言われておりますが、その中で避難経由所の運営マニュアル等を策定したことから、今回の計画に盛り込んでおります。

続きまして、3、児童等の保護者への引き渡しです。避難準備区域、UPZ の学校や保育園等は警戒事態から児童・生徒及び園児等の保護者への引き渡しを行い、全面緊急事態の段階で引き渡しを中止し、当該施設内で屋内退避を継続することに変更いたしました。この修正前については、全面緊急事態で放射性物質の放出前まで引き渡しを行うということにしておりましたけれども、実態に即して修正したものであります。

4 番目、安定ヨウ素剤の緊急配布についてです。原子力災害発生時に行う、安定ヨウ素剤の緊急配布に関して、即時避難区域 PAZ と避難準備区域 UPZ、それぞれにおける配布のタイミングや配布場所の考え方を具体的に記載しております。

PAZ では、バス避難者についてはバス集合場所。自家用車避難については発電所から概ね半径 10 km から 30 km 圏内の避難経路上における緊急配布場所としています。

UPZ におきましては、バス避難者についてはバス集合場所、自家用車避難については発電所から概ね半径 30 km 圏外に設けるスクリーニングポイントとしております。

次のページになります。5 番目のスクリーニングの手順や実施場所です。放射性物質の OIL に基づく、避難準備区域 UPZ の住民避難や一時移転の際に避難者の汚染状況を確認するために行うスクリーニングに関しまして、その手順や除染が必要となる基準、実施場所、スクリーニングポイントになりますが、その考え方や候補地について、新たに記載しております。これにつきましては、県が実施主体となりますけれども、そのスクリーニング、簡易除染マニュアルを改正したことからその内容を計画に反映したものであります。

6、複合災害時の対応です。最後の 6 つ目のポイントになりますが、自然災害時、

自然災害と原子力災害との複合災害の発生時における人命の安全確保を最優先とすることを原則とした取るべき行動を新たに記載しております。主な項目としましては、自然災害との複合災害における基本方針。複合災害、地震、津波、暴風雪時の避難、屋内退避の基本的な考え方。沿岸部や山間地における孤立対策、屋内退避時における物資の備蓄、供給体制です。以上が広域避難計画の修正点となります。

続きまして、柏崎市防災ガイドブック原子力災害編について説明させていただきます。

前回の発行が平成 27(2015)年でしたので 5 年ぶりの発行となっております。主な変更点でございますが、自然災害編を前年度にお配りしているのですが、統一感などデザインに変更して原子力災害編と自然災害編と一緒に保管していただき活用いただきたいということでデザイン等を統一しております。

また、原子力災害時の行動をすぐに調べられるように巻頭ページに見開きで、その行動について掲載をしています。また、安定ヨウ素剤の説明を現状の内容に即して更新をしております。主な追加点につきましては、今ほど説明しました広域避難計画の修正内容を中心に盛り込んでおります。

資料の下に、巻頭ページ、見開きのページに掲載させていただいております。こちらは、発電所の状況に応じた市の指示である、指示や取るべき行動を示したものでございます。

次のページになりますが、安定ヨウ素剤の入手方法です。安定ヨウ素剤の有効期限が 3 年から 5 年になったこと、事前配布の対象者の記載、また、今年、令和 3 年(2021)年から郵送による配布が始まるということなどについて変更を行っております。

下段は、安定ヨウ素剤の服用に関する説明です。3 歳未満の乳幼児にはゼリー剤が現在配布されておりますが、以前はシロップ錠と記載しておりましたので、この部分の修正を行っております。

次のページになりますが、屋内退避、日頃からの備え、を記載しております。こちらについては毎年秋に、県の原子力防災訓練の中で屋内退避を実施していただいて、UPZ につきましてははしていただいておりますが、その方法やポイントをわかりやすくイラストで表示したものでございます。

下段はスクリーニングについて、図入りでどのような流れで受けるのかというものをわかりやすく表示しております。

次のページですが、スクリーニングポイントの候補地。こちらは、県が候補地を公表しましたので、市民が避難する方面別に記載をして避難経路の地図の中に落とし込んでいるものでございます。

下段につきましては、学校、保育園などの対応ということで広域避難計画の修正点でもご説明させていただいた内容を記載しております。

続きまして、社会福祉施設、病院などの対応についても記載をしておりますが、

時間の関係で後ほどご覧いただければと思います。

下段については要配慮者の対応について記載をしております。PAZ、UPZ それぞれの行動について記載をしております。

次のページになりますが、複合災害時の行動です。こちらについても避難計画の修正に合わせてガイドブックに記載をしたものになっております。

資料の最終ページです。避難所での過ごし方ですが、こちらについては感染症対策というものが今、新たに求められておりますので、その部分を盛り込んだ内容になっております。

説明については以上になりますが、この避難の実効性を高めるために県、村とも訓練を重ねながら、国、関係期間とも様々な検討を今進めております。そうしたものを避難計画に反映して原子力防災体制の充実、強化を図って参りたいと考えております。説明については以上でございます。

◎三宮議長

ありがとうございました。続きまして刈羽村さん、お願いします。

◎柳主事（刈羽村・総務課）

刈羽村の柳でございます。まず、配付した資料ですが、1枚目にそれぞれの資料の概要を記載したもの、もう1枚に地域防災計画の修正概要に関するものを記載しております。また、委員の皆様のみですが、防災ガイドブックと避難等に関する部分のみ抜粋させていただいた地域防災計画を配付させていただきました。それでは説明させていただきます。

まず、刈羽村防災ガイドブックですが、原子力災害だけでなく、地震や火災など様々な災害に関する避難や基本的な行動について記載した冊子でございます。

平成27年3月に村内全ての世帯に配布いたしました。原子力対策については、主に原子力災害が起きた時の行動や避難方法について紹介しております。

続いて、刈羽村地域防災計画の原子力災害対策編でございます。本計画は平成26年10月に修正した後、災害対策基本法などの関係法令の改正や国の防災計画や原子力災害対策指針、新潟県地域防災計画の修正など、これらの施策の進展を受け、令和2年3月に修正した計画です。主な修正につきましては別紙2枚目の修正の概要に記載しておりますが、各事態における情報収集、連絡体制の明確化や緊急時モニタリングの実施体制の追加などございます。

尚、村の広域避難計画についてでございますが、関係法令、原子力災害対策指針の改正、新潟県地域防災計画、刈羽村の地域防災計画等の修正により、今年度中に修正を予定しております。

広域に及ぶ調整が必要な課題につきましては、引き続き、国、県、県内市町村及び防災関係機関と協議・検討を行いまして取り組みの進捗により、県が定める広域避難計画と整合性を図りつつ修正を行う予定でございます。

以上でございます。

◎三宮議長

ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。質疑等、ご意見のある方は挙手を以てお願いいたします。では、竹内委員。

◎竹内委員

竹内です。よろしく申し上げます。柏崎市に質問ですが、柏崎市原子力災害広域避難計画の別。資料というか、別の2と書いてある下に、別の2と書いてあるページなんですけれども、こちらに柏崎市原子力災害時広域避難計画における今後の課題ということで、2020年9月時点の課題が載っているんですけども、これは今回この計画を作って、これがすべて解消されたという認識なのか、新たに残された課題があるのか。整備してみたらまた、もっと違う局面が見えてきたのか、そのあたりのサマリーとかまとめがされてないのが、なんていうか。このあと、きちんと対応してもらえると安心感が無いなという感じがします。

以前この、今後の課題がちゃんと出されているところが柏崎市の良いところだなと思っていたので、今回そのあたりがどうなっているのかお伺いしたいのですけれども。

◎金子課長代理（柏崎市防災・原子力課）

柏崎市です。こちらに記載しているのは、この策定時における、まだ残っている課題というふうな捉えで見ていただければと思います。これだけ課題があるのかというふうに見られるかもしれませんが、一つひとつこちらに課題を解決するべく今後も努力して参りたいと思いますのでご理解をお願い致します。

◎竹内委員

関連で。と、するとほぼ内容的には課題は変わってなくて、そのまま載っていると思うのですが、解決されたというよりは残されたままだから今後も取り組んでいくというふうに考えてよろしいでしょうか。

◎金子課長代理（柏崎市防災・原子力課）

一部課題が解決したものは見直ししておりますけれども、こちら今、課題として捉えて検討も進めている部分もございますので、今後も課題解決に向けて訓練等、行っていきたいと思っております。

◎竹内委員

ありがとうございました。

◎三宮議長

それでは、須田委員申し上げます。

◎須田委員

須田でございます。よろしくをお願いいたします。

毎回疑問ですが、新潟県さんが中心になってしなければならないんだと思うんですけど、柏崎市には高校もございます。そして2大学もございますが。高校生の場合は

移動手段を持ち合わせていなく、通学しているという状況だと思うのですが、それで、移動手段がない生徒たちを、この原子力災害の場合は帰宅をさせなきゃいけないと思うんですけど、そこらあたりをどういうふうにお考えになっていくのか、ということと。それからヨウ素剤を学校に配布。非常に年齢的には即服用というような年齢帯の子供たちが多いわけなので、学校に備蓄されているのか、それからそういうものが学校の保育。養護教諭の方とお話し合いができていのかどうかを聞かせていただきたいと思います。

◎三宮議長

新潟県さん、よろしいでしょうか。

◎石川副参事（新潟県原子力安全対策課）

ご質問ありがとうございます。学校の避難のうち高校の部分について、まずお答えいたします。詳細につきましては、改めて私共、教育委員会にも確認いたしまして、お返事したいと思いますが、現状決まっておりますものにつきましては、高校も含めまして、学校・保育所・幼稚園の学童につきましては、地震が起こった段階、あるいはそれに続く施設敷地緊急事態の段階での帰宅、あるいは保護者からの迎え、というものが中心となります。先ほどもご説明致しましたが、その段階で引き渡せない方々につきましては、市町村、県で手配いたしますバス等で避難経由所、避難先まで向かっていただきまして、そこで保護者との合流をするというのが現行計画になってございます。

また、2つ目の質問の、学校における安定ヨウ素剤の備蓄等でございます。こちらにつきましても、本日、所管しております福祉担当部門の者がおりませんので、改めて確認のうえ、次回の地域の会までに回答できるように致したいと考えております。

◎三宮議長

それでは次回にまた、ということよろしいですかね。

◎須田委員

ありがとうございました。高校の場合は、地域が1カ所ではなく、非常に遠くから通学している子供さん等もあるので、JR が動けばそれはなんとかなるんでしょうけども、そこらあたりも止まると思いますので、もう少し住民だけでなく、そういう移動手段について、バスでも1カ所に行くっていう訳じゃないので、もう少し考えていただきたいと思います。大学生の場合は移動手段を自分で大概持ち合わせているのでいいかなと思うんですが、よろしく願います。

◎三宮議長

他にある方、いらっしゃいますでしょうか。もう20分くらいありますので。先ほどもお話ししましたが、後ほど事務局から日にちは指定させていただきますが、質問・意見等は設けた上で来月の定例会でもこの議題をやらうと思っていますので。あと

20分ございますが、いかがでしょうか。はい、三井田副会長。

◎三井田委員

柏崎エネルギーフォーラム、三井田です。まず、副会長としての発言といいますか、特に新任委員の方。今、会長がおっしゃっていただいたように、次回の質問の機会もあるので、私共、前任からいる委員はある程度聞いているんですけど、新任委員の方はこの分厚い冊子があちこちから出ているのを初めてご覧になる方もいらっしゃると思うので、今回の変更点だけではなくて、根本的にこういうのを聞きたいというのを読み込んでいただいて質問があれば、次回に出していただければなと思いますし、そのための次回ということを用意してありますので、ご理解いただきたいと思います。

私の質問ですけど、今回のこの原子力災害と、少し関係なくなっちゃうかもしれませんが、新潟県さんとできれば自治体さん全部にお答えいただきたいのですが、昨日、大雨とかあったりとかして、要は原子力、災害関係ないですけど、通常原子力災害以外の自然災害が起きた時に今回のような原子力災害を、いろいろ計画されてらっしゃる。もしくは訓練されていらっしゃるがゆえに、他の自然災害とかだと、かなりスムーズに他の立地自治体じゃない自治体さんと比べて精度が上がっていると。自画自賛になっちゃうかもわかりませんが、そういった部分、実感や体感できるかどうかをお聞かせいただきたいというのが1点。

あと、すごく基本的な話で申し訳ないですけど、それぞれ原子力のものとは自然災害のもの、きっと持ってらっしゃると思うので、私共が防災ガイドブックの自然災害編と原子力防災編、災害編ですか、をやるのと一緒に、運用する方々も、両方の複合災害マニュアルを基にめぐりながらそういった対応をあたるという理解でいいのかというのを、合わせて聞かせていただきたいと思います。

◎三宮議長

お願いします。

◎石川副参事（新潟県原子力安全対策課）

ご質問ありがとうございます。せっかく時間がありますので、いつもよりも丁寧に答えたいと思うのですが、1つは、原子力発電所があるがゆえに我が県におきましては、原発に関する対応が求められております。それに伴いまして、自然災害を含む災害対応力が向上する面があるか、ということかと思えますけれども、1つは都道府県におきましては、他地域でも一般的なんですけど、夏の洪水、あるいは秋の台風を前に、一般的に自然災害の訓練を行います。その後、秋に原子力災害の訓練を行う県が多ございます。例えば、昨年度ですと夏の自然災害の訓練が新型コロナウイルス感染症拡大の対応がなかなか追いつかないということで、各県におきまして自然災害の訓練が中止になった例が多くございました。そういった中、新潟県におきましては、秋に原子力災害の訓練を行う事によりまして、原子力災害の訓練は地震との複合災害を想定した訓練となっておりますので、そういった面で私共の県、あるいは市町村の災害対

策本部要員の習熟度向上を図られたのかなと考えております。私共、災害対策本部の要員につきましても、人事異動によりまして3年に一度くらいは入れ替わってしまうという面がありますので、こういった訓練の実施というのは、結果的には自然災害にも一部役立つ部分はあるのかと考えております。

また、もう1点のご質問でございますが、自然災害と原子力災害のマニュアル等、あるいは計画等を、どのように私共が使って対応しているかという部分ですが、やはり自然災害ですと、事象自体が雨でも風でも、地震でも割と目に見やすい。一方、原子力災害というのは線量自体が目に見えにくいということと、その線量に応じて段階的に避難するというのが制度で決まったものになりますので、なかなか枠組みが異なります。このため各種計画、マニュアルというものは別に作られている例が多ございます。正直申し上げます、複合災害時の対応というのは両方のマニュアルを参照しながら対応するというかたちにはなっております。

ただ、私共の県災害対策本部の各班の構成につきましては、機能別に分かれてございますので、それぞれがある程度専門性を持ったかたちで対応できるような工夫は致しております。

県からは以上でございます。

◎三宮議長

ありがとうございました。それでは、まだ今日発言されてない方でどうですかね。小田委員お願いします。

◎小田委員

今、県の方から防災マニュアルは地震との複合災害を想定されているとお聞きしたのですが、原子力発電所は岩盤に直接繋いでいると思うのですが、オフサイトセンターはそこまでの地震ということになって、仮にオフサイトセンター自体が使えなくなるようなことがあるのかどうかということと、もし仮に使えなくなった場合に、代替えとなる施設はどのようなかたちになるのかをお聞きしたいのですけれども。

◎三宮議長

新潟県さん、規制庁さん。

◎佐藤副所長（原子力規制庁柏崎刈羽原子力規制事務所）

原子力規制事務所の副所長の佐藤です。

オフサイトセンターが複合災害、地震等で使えない場合の処置ということでありまして、これは、オフサイトセンターの代替オフサイトセンターを指定することが内閣府令で定められております。現在、新潟県では新潟県庁と上越市の三和区総合事務所の役場を指定し、準備をしております。

テレビ会議だとか、そういうもののLANケーブルは既に構成されていますし、資機材等も新潟県の場合は宮城県仙台市など全国6か所の拠点に資機材を事前に整備しており、もし万が一このオフサイトセンターのテレビ会議設備やパソコン等が使えな

い場合は、そこから持ち運んで代替オフサイトセンターで実施する事となります。

また、全国には他に 22 カ所オフサイトセンターがありますので、柏崎刈羽発電所の事象はどこのオフサイトセンターでも確認できますので、他のオフサイトセンターでも代替措置はできるようになってございます。以上です。よろしいでしょうか。

◎三宮議長

はい。それでは品田委員、お願いします。

◎品田委員

荒浜 21 フォーラムの品田です。よろしく申し上げます。私からは避難経路所と避難所の駐車場の件についてお話ししたいのですが、去年の情報共有会議の時にも私から少しお話をさせてもらったのですけれども。

例えば私の住んでいる荒浜地区ですと、糸魚川市民総合体育館が避難経路所になっています。今ほどいただいた県の資料ですと、そこから避難所が糸魚川、5カ所あるということですが、私に入っている情報ですと糸魚川の市民総合体育館の駐車場が230台ということでお聞きしているんですよ。糸魚川のほうは私、荒浜の他に柏崎で3カ所、4カ所ですか。それから刈羽村も入っていますよね。この人たちが基本、原則の避難は、原則、自家用車で避難しなさいということになっておるんですが、この地区の人たちが一斉に来た時に、その駐車場が230台ですと、ちょっと足りない気がしますし、他の避難経路所、それから避難所も同じようなことが言えるのかなあと。去年11月に避難訓練に私も参加させていただいたんですけど、避難経路所の周りの道路が、そんなに広いとは言えないですね。入らない車が周辺に駐車することが考えられるんですけども、そのへんの混乱が起きるような感じがしますし、そのあたりは避難する方の地域の人口っていうんですか。何人いらっしやって、何人くらいの車が避難してくるのかというのは把握されていらっしやるのかなあというのが心配なのでお聞きしたいところです。

◎三宮議長

よろしいでしょうかね。

◎石川副参事（新潟県原子力安全対策課）

お答えいたします。新潟県でございます。まず、避難時の車両でございますが、昨年7月に、柏崎市・刈羽村のPAZにお住まいの方々のうち、世帯主を対象にアンケートをさせていただきました。このアンケートですが、原子力災害時に避難するのにあたりまして、私共の計画では、原則は自家用車。自家用車が利用できない方は、一時集合場所でバスに乗っていただく。身体が不自由な方で福祉車両が必要な方については福祉車両を手配する。この3つを主に想定しておりますが、このいずれで避難されるか、避難される際は何人で乗車されるかというものを匿名でアンケートを行ったものでございます。その際の結果でございますが、住民の約85%の方々が自家用車を利用されると。残りの約15%の方々がバス等ということで、バスあるいは福祉車両を

利用される予定だということでご回答いただきました。これにつきましては、他地域、他道府県でのアンケートを行った結果と大体大きな差は無いような結果でございました。これを踏まえまして、人口から大体どのくらいの台数が最大行くかというものは、私共全部ではございませんが試算したことがございます。現実の避難におきましては、一方で避難経路所に必ずしもいかない自主避難者という方もおりますので、最大そこまで避難経路所に行かないという面はあるのですが、委員ご指摘の通り、元々の避難所、避難経路所と共に原子力災害の避難のために作った施設ではないと。そうすると、場所としましては、やはり駐車場のキャパが狭い。接続する道路が狭いということで、私共、受付の際にバスに乗っている方々につきましては、例えば、受付のシートを事前に書いていただいて、ドライブスルーの様に、避難経路所、あまり時間をかからずに通過できるようにしたり、そういった取り組みというものは市町村さんとも連携して進めておりますが、一方で、ご指摘・ご懸念の渋滞というのは、なかなか避けにくい部分も一部あるかということで問題意識は持っております。

なお、災害時におきましては、路上に車が滞留した場合、当然、警察も事前にそれは交通規制の対象外だとは事前には言いませんが、当然災害時は緊急避難ということで、それぞれの方々が交通法規にすぐに反するかとあって、どうこうという部分はなかなか考えにくいのではというお話は事務レベルでの折衝ではしているという部分もございます。以上でございます。

◎三宮議長

ありがとうございました。最後になりますが、本間委員お願いします。

◎本間委員

今日はしゃべってもなかなか大変ですけど、避難計画の問題については私もザザッと問題点を自分なりに拾い上げてみたら、A4の紙で5ページくらいになってしまっていて。項目だけですね。とてつもない。

今の関連で、もう一言追加させてもらおうと、例えば糸魚川方面へ逃げろと言ってそちらに避難した途中で、上越の人がじっと待っててくれるか、というのはほとんど不可能だと思うんですね。上越の人も福島を見えていますから、そういう状況になれば避難する。長岡の人も。まあ、どちらへ向かうかわからないけれども避難する。柏崎の人はそこにつかえて。柏崎から脱出すること自体が非常に難しくなるんじゃないかなという危惧を持っていますので、そのへんも見積もりがあるのであれば、今度教えてください。

もう1つ、ヨウ素剤をUPZのヨウ素剤をチェックポイントで配るという計画になっていました。スクリーニングポイントか。配るという話は先程少しありましたけれども、ヨウ素剤はなるべく早く飲めと言われて、UPZの人は自宅内で待機して、一定程度線量が上がってきたら避難しろというのが出てくるわけですけども。一生懸命避難して、やっとたどり着いたところでヨウ素剤をもらって、さあ飲みなさいとあって

も、もうあまり医学的には意味ないのですが、そのへんも改定というか、私は個人的にはもう事前配布しかないと思うのですが、そのへんが検討されているかどうか、もし分かったらこの次でも教えてもらえれば。

◎三宮議長

それでは県さん、いいですか。

◎石川副参事（新潟県原子力安全対策課）

PAZ 住民の方々が避難されている全面緊急事態等におきまして UPZ 住民には屋内退避指示が出ますが、福島事故の例でも指示に基づかない不安を抱えた自主避難者が出るだろう、その見積もりはされておられるかという質問でございますが、新潟県においては、どの程度の自主避難者が出るかという見積もりはしてございませんが、福島事故におきましては国の調べになります、約 40%の方々が指示に基づかない避難、いわゆる自主避難があったということは、私共当然承知しておりまして、様々な計画を立てる段におきましては、それらも意識した上で円滑な避難に向けて、そういった方々を抑制するために、例えば屋内退避の有効性をきちんと伝えていくであるとか、或いは県、市町村、関係機関の取り組みが住民の方々に信頼していただけるように一層取り組みを進めていくという、そういったことを心掛けて、事務のほうは進めてございます。

また、後段、安定ヨウ素剤の件でございますが、本日、福祉保健担当部局のものがこちらに在席しておりませんので、次回に回答させていただきたいと思っております。

以上でございます。

◎三宮議長

ありがとうございました。それでは一旦、ここで議事を終了させていただきまして、定例会を終了させていただきます。次回定例会の内容を含めて、事務局から進めていただきたいと思います。

◎事務局

次回定例会についてご案内いたします。第 218 回定例会は、令和 3、2021 年 8 月 4 日水曜日、午後 6 時 30 分から、ここ、柏崎原子力広報センターで開催します。

尚、会長からもお話がございましたが、本日、資料として配付を致しました避難計画、避難マニュアルに関する質問・意見を議題とする予定にしておりますので、質問・意見のある委員は、7 月 21 日（水）午後 3 時までに事務局へ提出をお願い致します。

提出方法はメール、FAX、紙ベース、いずれでも結構でございますが、メールの場合は開封確認にチェックを入れておいていただくとありがたいということでお願い致します。質問・意見は 7 月 21 日水曜日、午後 3 時までに事務局へ提出をお願いいたします。

お帰り際には、マイクの消毒に使用したウェットティッシュを会議室出口に設置してあるゴミ箱に入れてください。また、お手元のペットボトルはお持ち帰りをいた

だきたいと思います。

この会場は直ちに消毒作業を行いますので、取材等は1階のエントランスホールで8時45分までとさせていただきます。

以上を持ちまして、地域の会第217回定例会を終了します。ありがとうございました。

－ 終了 －